

令和4年度 学校の部活動に係る活動方針

学校名 大阪府立生野工業高等学校

校長 岸田 博文

1. 部活動の取組方針

部活動は、学校教育活動の一環として、興味と関心を持つ同好の生徒が、教員等の指導のもと、自主的・自発的に行い、その活動を通じて、楽しさや喜び、達成感などを味わい、学校生活に豊かさをもたらす活動と考える。

また、生徒の能力に応じた技能・記録・成果の向上をめざすとともに、生徒が互いに協力し、友情を深める等、好ましい人間関係を育み、体力の向上や健康の保持増進を図り、生涯にわたってスポーツや文化及び科学等に親しむ態度や豊かな人間性を養うことを目指して活動を行う。

2. 設置されている部活動

【運動部】

| | | | | |
|-------|-----------|--------|---------|-------|
| 硬式野球部 | バスケットボール部 | サッカー部 | バレーボール部 | 剣道部 |
| 柔道部 | 水泳部 | 硬式テニス部 | ソフトテニス部 | 陸上競技部 |

【文化部】

| | | | | |
|-------|-------|--------|-------|-------|
| 鉄道模型部 | ESS部 | 写真部 | 軽音楽部 | 漫画研究部 |
| 機械工作部 | 情報処理部 | 理科同好会 | 新聞委員会 | 放送委員会 |
| 図書委員会 | 保健委員会 | 視聴覚委員会 | 電気工作部 | |

3. 休養日と活動時間

【休養日】

(1) 週当たり平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日を休養日とすることを基本とし、週末に大会や発表会および練習試合等に参加する場合は休養日を他の日に振り替える。ノークラブデーや部活動を行わない日(定期考査等)を年間104日以上設定する。また、週末の教養日は原則として月当たり2日以上となるよう設定する。

(2) 上記(1)の他、休養日として設定していた日に活動が必要となった場合、生徒及び保護者からの理解を得られる範囲で他の日に代替りの休養日を設定したうえで、校長へ書面により申請する。校長は、生徒のバランスのとれた生活に支障がない範囲であるとの判断のもと承認する。

(3) 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。(例えば、夏季休業中などに連続して一週間程度の休養期間を設ける等)

【活動時間】

1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は4時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。なお、活動時間には準備、片付けや移動の時間は含まないが、安全に留意し短時間で行えるように工夫する。